

街の不動産トラブルを解決する 調停人候補者紹介

42



田中保子氏

資格・総合

私が「大阪宅建協会本部相談所」で執務をしている時、相談者からの内容によつては民間紛争解決のADR機関を紹介します。相談者も裁判となると費用と時間を考へると

不動産の賃貸借契約においては、退去後に発生する原状回復費用について、借主が納得する金額というものは滅多にないのが現状です。したがって、借主と貸主が話し合つて折り合の金額を算出することになります。そして両者の合意が得られなければトラブルとなってしまいます。また不動産の売買においては、「契約不適合責任」に関する質

説得力が増す

の考えは多岐にわたるので、これもトラブルの種になりまます。賃貸、売買を問わず「裁判するほどの問題ではない」としても何らかの形で双方の話し合いの場を持たなければならぬ場面は多くあります。そしてその話し合いの場をうまくまとめるのがADR調停人ではないかと思いま

ADR（裁判外紛争解決）という概念には、裁判以外に寄せられる様々な相談のうち、制度上の正規の和解手続きに至るものばかり一部ではあります。ADR制度を背景にお客様の相談に向き合つて調停人の日々の活動はそれ自体が広い意味でのADRといふ」とができるでしょう。「(J)だけ、そのよのな街の不動産業者（調停人候補者）の方々の声を紹介します。

調停人候補者紹介

【調停人候補者】
田中保子氏
田中商事代表（大阪府大阪市）

事務所外観

度電話してみます」と言つてくれる相談者がほとんどです。だからこそ、ADRを勧めている私自身が調停人になつて経験ができるれば、ADRを勧める時に説得力が更に増すのではと考え、ADR調停人候補者となりました。



ADRにおいて、公平かつ中立は第三者の立場となり、問題解決の糸口を見つける事は容易ではありません。やはり専門の知識と経験が必要で、調停人は常にいろいろな研修会で情報収集やスキルアップを心がけていかなければならぬ」と考へています。また、「裁判する前にまずADR機関に申し立てをしてから」これが頭において、自身仕事に取り組んでいけることは、とても心強いことだと思います。